

# 公共的私道整備事業補助のお知らせ

町では、個人所有地で公衆用道路として広く一般に利用している土地等の整備を行う際、下記の事項に対象となる場合は、事前の申請により、補助を実施します。

## 1. 事業対象要件

### ①砂利道整備

- ・広く一般に公衆用道路として利用されている土地
- ・農村地区において農産物の生産道路として複数で利用している土地
- ・その他町長が特に必要性を認めた土地

### ②防塵処理道路舗装整備

- ・防塵処理道路補舗装済み公衆用道路の補修  
私設道路整備事業補助金の交付を決定した、平成15年4月1日～平成19年3月31日  
までの間に防塵処理道路舗装整備を実施した道路並びに、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間に防塵処理道路舗装の補修を行った道路

## 2. 補助率

対象経費の全額

## 3. 対象となる経費

### ① 砂利道整備(資材補助)

- ・砂利の購入費用 (実施年度の町購入単価を上限)
- ・コンクリート管等の購入費用 (道路横断管のみ)

### ② 防塵処理舗装整備(施工補助)

- ・防塵舗装 (施工費込)
- ・路盤砂利 (施工費込)

## 4. 対象とならない経費

### ① 砂利道整備

- ・敷均しに要する経費
- ・私有地から公衆用道路への排水管等の設置経費
- ・私有地への取付部等一般に公衆用道路として利用しない土地への資材費
- ・その他施工費

### ② 防塵処理舗装整備

- ・私有地から公衆用道路への排水管等の設置経費
- ・私有地への取付部等一般に公衆用道路として利用しない土地への資材費
- ・隣接する一般に公衆用道路として利用しない土地への防塵処理舗装整備施工費

## 5. 申請期限 平成30年5月11日

## 6. その他 希望者多数の場合など、対象経費を調整させていただく場合があります。